

学び塾・サービス提供契約書

_____(以下「甲」という)及びボヌール・空　ここね(以下「乙」という)は、乙が甲のために提供する「学び塾」(以下「本講座」という)に関し本日、以下のとおりサービス提供契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約の目的)

1、本契約は乙が本講座を甲に提供することにより、本講座が目標としているビジネスに必要と考えられるビジネススキルの養成及び関連知識・技能の習得等を目的とする。

2、甲及び乙は本講座により、就業の斡旋、実務指導又は本講座が目標としているビジネスの集客その他の成功を約束するものではないことを確認する。

第2条(本講座の内容及び期間)

1、本講座は教育セミナーである。

2、本講座の契約期間は令和4年2月11日から　4年　10月　10日までとする
(延長期間5年2月10日)

第3条(代金及び支払い)

1、甲は乙に対し、甲の申し込みから本日中に当事者に記載の振込口座に振り込む方法又はインターネット上の決済代行を利用する方法により、お支払いをする事。但し、振込(決済)手数料は甲の負担とする

2、甲は、甲が希望し乙が承諾した時は乙に対し、金 638000 円を当日中に振込、またはインターネット決済をする事。

3 分割でお支払い 1 回目、令和 4 年、2 月 10 日 220708 円(決済手数料 7708 円含む)

2 回目、令和 4 年 6 月 10 日 220190 円(決済手数料 7690 円含む)、3 回目、令和 4 年 6 月 10 日 220190 円(決済手数料 7690 円含む) 決済手数料は金額に対して 3.6%+40 円です

第4条(代金未払いと本講座提供の中止)

1、甲が前第2項又は第3項の支払期日における代金の支払いを怠ったときは甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を直ちに支払う義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。

2、前項の場合であっても、甲が日払いを再開したことを乙が確認した場合乙は甲に対する学び塾を再開することができる。

第5条（中途解約及び返金の禁止）

甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有する為、返品及び中途解約できないものであることを確認し、甲は情報商材及び役務の性質上、本講座の受講開始後に本契約を中途解約することができないこと及び中途解約による返品及び返金を求めることはできないことを承諾する。

第6条（商品配送等）

乙は、本講座の受講に付随して商品の配送が必要な場合は、甲に対し、商品を配送する。

第7条（確認事項）

甲は以下の事項について承諾する。

（1）本講座を受講した効果や本講座において示された表現の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないこと。

（2）甲は甲の本講座の受講に際し、乙が必要と認める時は医師の診断書を提出しなければならない事。

（3）乙が本講座の受講風景をカメラ等により撮影・録画し録画した映像を乙が乙のホームページ等で各種広告・教材等として利用すること。

（4）本講座により提供される商品・内容等に変更があり得る事。

第8条（受講の承諾及び拒否）

本契約締結後、甲が以下の項目の一つでも該当することが判明した場合、乙は本講座の提供又は、中止する事ができる。

（1）甲が、以前に乙の利用規約違反等により、乙から契約解除又はサービス等の利用取り消し等を受けていた場合。

（2）甲が乙に対する返金の申し出により返金を受けた事がある場合

（3）甲の申込内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合

（4）甲が身体的又は精神的な疾患を保有しており、本講座を十分に受講できる状態でない場合

（5）その他、乙が甲を本講座の受講者とすることを不適切と判断した場合

第9条（禁止行為）

1、甲は、以下の各号に該当する行為をしてはならない

他の受講者もしくは乙の関係者に迷惑をかける行為または本講座の進行を妨げもしくは批判・誹謗中傷する行為

（2）本講座の受講中に途中退席した場合の受講料返金請求

(3) 本講座を通じて、もしくは本講座に関連して営利を目的とした行為もしくは受講者を勧誘する行為（ネットワークビジネス・宗教勧誘等を含むが、これに限られない）またはその準備行為

(4) 法律に違反する行為または違反するおそれのある行為

(5) その他、本講座の講師・乙が不適切と判断する一切の行為

2、甲が前項各号に該当する行為を行った場合は、乙は甲に対し本講座の提供を拒否することができる。

第10条

1、乙は乙の製品の発送・代金の決済・新商品及びサービス等に関するお知らせ・商品開発・マーケティング活動のために甲の個人情報を利用できるものとし、乙は本目的に必要な範囲で甲の個人情報を第三者に提供する

2、乙は前項に規定する場合または法令等に基づく場合を除き、甲の承諾なく甲の個人情報を第三者に提供しない

3、甲は乙に対し、乙が保有する甲の個人情報の開示を求める事ができる

4、甲は乙から開示された甲の個人情報に誤り等があった場合、乙に対し甲の個人情報訂正及び利用の停止を求めることができる

第11条（譲渡等の禁止）

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は、乙の書面による同意なく、本契約上の地位または本契約に基づく権利義務を譲渡してならず、また本講座につき第三者に対して頒布・販売・譲渡・貸与・使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

第12条（知的財産権）

1、本講座を構成する又は本講座に付随するすべてのプログラム・ソフトウェア・サービス・手続き・商標・商号及びそれに付随する技術全般は、乙又は本講座の講師その他の乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。

2、甲は乙から本講座に関して提供される情報又はファイルの全てにつき、本講座を受講する目的または本講座において許諾された方法にのみで利用できるものとし、それ以外の方法（複製・頒布・譲渡・自動公衆送信等を含むがこれに限らない）によっては一切使用することはできないものとする。

3、甲は事前の乙の書面による同意なく、いかなる方法においても第三者をして本講座等を通じて提供される情報又はファイルの全てについて使用させたり公開させたりすることはできないものとする。

4、甲は甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない

5、本条の規定に違反して第三者との間に紛争が発生した場合、甲は自己費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、乙をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

第13条（免責）

1、甲は本講座を提供するに際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や本講座の受講後に心身の変調を来した場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙（乙の社員・スタッフを含む）の故意または重過失に基づいた場合を除き（この場合の損害賠償請求額は乙が受領した代金を上限とする）乙に対し、損害賠償請求または費用償還請求を行わないものとする。

2、本講座は、本契約締結時における Line・Zoom・facebook・インスタ・アメブロ・YouTube 等の仕様に基づき提供されるものであり、乙は Line・Zoom・facebook・インスタ・アメブロ・YouTube 等による仕様変更その他乙の責に帰することができない理由によって甲に発生した損害について一切の責任を負わない。

第14条（損害賠償）

1、甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し、損害賠償請求ができるものとする。

2、甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

第15条（反社会的勢力の排除）

1、甲及び乙は、互いに自らが、現在、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者

（以下これらを「暴力団員等」）に該当しない事、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しない事を確約する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する事

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する事

（3）自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する事

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する事

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する事

2、甲及び乙は互いに自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3、甲または乙は相手方が暴力団員等もしくは本条第1項号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第2号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは何らかの催告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれに生じた損害について何らかの請求をしないものとする。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判とする。

第17条（協議事項）

本契約に定めのない事項、及び本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた時は甲協議の上解決するものとする。

令和 年 月 日
(甲) 住所

電話：
氏
名：

印

(乙) 住所738-0060
広島県廿日市市陽光台3丁目
080-5610-8590
空 ここね 